

## 妊婦健康診査を県外の医療機関で受診される方へ

下松市健康増進課  
(下松市保健センター内)

里帰り出産等の理由により、妊婦健康診査を県外の医療機関等で受診される方は、下松市の基準額の範囲内での受診料の補助が受けられます。以下の要領で受診してください。(※ 転出された方は該当しません)

### ① 県外の医療機関を受診します。

受診の際、以下を医療機関にお渡しください。

- ・医療機関宛説明書 (初回受診時のみ)
- ・妊婦健康診査受診票
- ・母子健康手帳

### ② 受診後は受診料を支払い、領収書などを受け取ります。

医療機関では、一旦、実費をお支払いいただきます。以下を受け取って帰ってください。

- ・医療機関で発行される妊婦健康診査単一の領収書
- ・妊婦健康診査受診票 (下松市分)
- ・母子健康手帳

### ③ 後日、下松市健康増進課(保健センター)の窓口で申請をします。

県外での最後の妊婦健康診査受診後、なるべく早く、以下を健康増進課へご持参ください。申請は代理の方でも構いません。

- ・下松市妊婦健康診査事業補助金交付申請書 (※ 見本を見て記入をしてください!)
- ・領収書 (妊婦健康診査単一のもの)
- ・妊婦健康診査受診票 (下松市分) ……結果が記入されているもの
- ・母子健康手帳

市のホームページから様式を印刷することもできます。

そのほか、分からないことは健康増進課へお問い合わせください。 ☎0833-41-1234



下松市公式マスコットキャラクター  
くだまる